

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成１２年６月１６日施行、以下「原災法」という。）第７条第１項に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画を修正しました。その要旨は以下のとおりです。

１．修正年月日：平成２８年３月２８日

２．主な修正内容

章	内 容	主な修正事項
第１章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第２章 原子力災害 事前対策の 実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<第１～２、６～７節> ○原子力防災要員の対象拡充に伴う記載の変更 - 原子力防災要員の対象を「指定された発電所員約４０名」から「発電所員全員、および原子力防災組織の一部の業務（給水、電源確保等）を委託する会社の作業員」に拡充する。 - これに伴い要員が使用する原子力防災資機材の数量を充実させる。（汚染防護服、フィルター付き防護マスク等） <第１～２、８節> ○組織改正に伴う反映 - 原子力調達センターおよび廃止措置技術センターの設置等に伴い、発電所（美浜発電所は除く）および本店対策本部の体制や要員の招集経路等を見直しする。 - 支店の組織呼称を「支社」に変更する。 <第３節> ○シビアアクシデント対策等に関する資機材を追加 - シビアアクシデント対策等で整備している資機材を追記する。（高浜発電所では可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車等を追記する）
第３章 緊急事態応 急対策の実 施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<第１、２節> ○原災法第１０条第１項に規定する事象発生以降の通報先を追加 - 地方放射線モニタリング対策官への通報を追加 <第２節> ○高浜地域の緊急時対応（平成２７年１２月１８日原子力防災会議にて了承）を反映 - 地方公共団体からの要請に応じ、敷地施設緊急事態要避難者等の退避また避難で輸送手段として使用する福祉車両、バス等の提供や避難退域時検査および除染に係る要員の派遣、資機材の提供等を追記する。（高浜発電所原子力事業者防災業務計画が対象）
第４章 原子力災害 中長期対策 の実施	原子力災害中長期対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<第１節> ○警戒体制の解除時においても社内外に連絡することを明記
第５章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—